(ロ)　北緯三三度一八分五五秒東経一三一度五九分〇三秒、北緯三三度二〇分四四秒東経一三二度〇二分五一秒、北緯三三度二一分三七秒東経一三二度〇四分五一秒、北緯三三度二一分一二秒東経一三二度〇九分三〇秒、北緯三三度一五分〇〇秒東経一三二度〇九分三〇秒、北緯三三度一五分〇〇秒東経一三二度〇一分五一秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ハ)　北緯三三度一九分四五秒東経一三一度三二分〇一秒、北緯三三度一九分四五秒東経一三一度四四分〇〇秒、北緯三三度二二分二七秒東経一三一度四四分〇〇秒、北緯三三度二二分三四秒東経一三一度五九分〇一秒、北緯三三度一九分三四秒東経一三一度五九分〇四秒、北緯三三度一九分三三秒東経一三一度四七分五一秒、北緯三三度一七分三〇秒東経一三一度四七分五〇秒、北緯三三度一七分三〇秒東経一三一度三一分五〇秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年十月六日から平成二十四年十月二十五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十号（平成二十四年十月五日発行）

○防衛省告示第二百十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月十七日の〇六〇〇から十八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月十七日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月十七日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月二十五日（予備、同月二十六日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一秒　東経一三五度三九分四九秒

(イ)　北緯三七度〇二分一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三六度四〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(エ)　北緯三七度〇〇分一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年十月五日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月二十五日（予備、同月二十六日から同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。